

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報物等への広告掲載に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 本会は、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (6) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、発行枚数、掲載する位置及び枠数は、本会会長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、本会が発行する情報誌及びホームページのほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の申込みについては、本会会長が別に定める募集期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案を添えて本会会長宛に申込むものとする。

2 申込み期間内に、募集した数を超える申込みがあった場合は、次の各号に掲げる順位に従って決定する。

- (1) 本会の法人会員、団体会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業所
- (4) その他本会会長が適当と認めるもの

3 前項の規定によつても申込者が多数の場合は、抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

第6条 本会会長は、前条による申込があったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、本会会長が定める期間内に広告の原稿を本会に提出するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、本会会長が別に定める。

2 広告料は、本会会長が指定する期日までに一括納入するものとする。

3 本会が広告作成発注後、広告主が掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、本会及び第三者が権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定及び掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 広告主が期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、本会会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、本会に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 本会は、第9条により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料を返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

広告掲載の対象	規 格	掲載方法等	広告掲載料	備 考
こおりやま 社協だより (全戸配布)	1 枠・フルカラー (A4版、横書き 縦4.0×横7.0cm)	1 枠・1回 1回の作成 106,000部	20,000円 (消費税別)	年1回発行 掲載位置 は、裏表紙 等他。
こおりやま 社協ニュース	1 枠・フルカラー (A4版、横書き 縦4.0×横7.0cm)	1 枠・1回 1回の作成 約4,000部	10,000円 (消費税別) ※複数回の場 合は、要相談。	年3回発行 掲載位置 は、裏表紙 等他。
市社協ホーム ページ バナー広告	1 枠・カラー (上下96ピクセル×左右 260ピクセル以内、画像： JPEG形式、容量：4キ ロバイト以内)	1 枠・1年間	会員会費を2 口以上協力い ただいた法人	
その他 (上記掲載対象 以外のもの)	会長及び広告掲載申込者と協議のうえ、決定する。			

(様式第1号)

令和 年 月 日

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会広報物
広告掲載申込書

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会長 様

所在地 _____

貴社名 _____

代表者名 _____ (印)

担当者名 _____

電話 _____ FAX _____

Eメール _____

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会広告掲載要綱第5条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

		申込内容
広告掲載対象物 (対象物を○で囲む)		①こおりやま社協だより ②こおりやま社協ニュース ③バナー ④その他
申込枠数		枠
掲載希望月等	社協ニュース	令和 年 月 号
	バナー	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (か月間)
広告内容 (広告の概要を記入してください。)		

※広告掲載の原稿を添えて、お申込みください。

※①こおりやま社協だより及び④その他の場合、「掲載希望月等」の記載は、必要ありません。

(様式第2号)

郡社協発第 号
令和 年 月 日

様

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
会長

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会広報物
広告掲載可否決定書

令和 年 月 日付けで申込みのあった、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の広報物への広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 広告掲載の可否

可

否 → ()

2. 広告掲載の内容

有料広告掲載の媒体		①こおりやま社協だより ②こおりやま社協ニュース ③バナー ④その他
広告掲載の枠数		枠
掲載決定月等	社協ニュース	令和 年 月 号
	バナー	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (か月間)
広告料		円 (税込)
広告掲載条件		社会福祉法人郡山市社会福祉協議会広告掲載要綱を遵守すること。

※①こおりやま社協だより及び④その他の場合、「掲載決定月数等」の記載はありません。
※広告料については、本会から送付されます請求書が届き次第、1か月以内にお支払い願います。